

2012 年度事業計画

1. 仲裁・調停等業務及び事前相談への対応

(1) 2012 年度の仲裁・調停等業務について

スポーツ仲裁・調停等申立想定件数：8 件

手続費用の支援に関する規則：手続費用支援額 1 事案 1 当事者 30 万円（本理事会改正事項） 4 件

(2) 事前相談への対応について

相談対応者：仲裁・調停等専門職員 2 名程度（交代勤務）

2. スポーツ仲裁シンポジウムの開催

スポーツ仲裁・調停等に関する社会一般の理解を増進するためシンポジウムを開催する。今年度のテーマは、スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会に諮り、執行部において決定する。

3. 理解増進活動事業の展開

理解増進事業専門職員：1~2 名（週 5 日勤務）、理解増進事業補助職員：2~4 名

(1) 競技者等に対する研修会

・JSAA 主催研修会【5 回】（年度初めに競技団体へ研修会の依頼文書を送付し研修会開催を呼びかける。）

・JADA 主催研修会【15 回】（陽性結果が出ているところなどを中心に行う。）

(2) 競技者等に対するアウトリーチ活動

・夏季国体（岐阜県）開会式、競技 2~3 種目（10 日間）

・冬季国体（東京都）競技種目 1~2 種目（5 日間）

(3) 競技団体に対する説明会

・JSAA 主催説明会【2 回】 ・JADA 主催説明会【2 回】

年度初めに競技団体へ自動受諾条項採択のお願いを送付し、未採択団体と連絡を取り合い、仲裁合意を各競技団体で採択してもらえるように力を入れて行う。

(4) 仲裁人等に対する研究会

・スポーツ仲裁法研究会【3 回】

・ドーピング仲裁研修会【3 回】

4. 海外派遣研修事業の実施

・派遣先：国外に所在するスポーツ仲裁機関、スポーツ法を中心に扱う法律事務所、あるいはスポーツ法・スポーツ仲裁等の紛争解決を研究している大学研究室等にて、実務研修を行う。

・派遣人数：1 名程度（公募）

・派遣期間：原則として 6 ヶ月ないし 8 ヶ月程度の中長期とする。

・派遣先については、海外スポーツ仲裁機関の数が限られているため、スポーツ仲裁等の紛争解決を研究している大学研究室等も含めて派遣先を検討する。また、平成 23 年度の実績と反省を踏まえ、派遣のための準備に約 2 ヶ月、海外機関派遣として約 8 ヶ月、派遣の報告のために約 2 ヶ月を想定し、派遣前後は、理解増進事業専門職員として、勤務し派遣の準備及び報告に備え、より充実した内容の派遣を目指す。

以上